

「中労委M」 組合掲示物撤去は不当労働行為と認定！

名両分会、中労委で勝利！

10月28日、中央労働委員会から『中労委平成22年（不再）第13号 東海旅客鉄道（新幹線関西地本掲示物撤去）不当労働行為事件』について、命令書と資格審査決定書の（写）を交付されました。私たちは中央労働委員会でも勝利しました。

命令書によれば中央労働委員会は、JR東海会社が平成17年5月22日から同年9月12日までの間にJR東海労名古屋車両所分会の組合掲示板から7点（内1点は同一内容の掲示物）の組合掲示物を撤去したことは、労働組合法第7条3号（支配介入）に該当する不当労働行為と認定し（初審命令は9点を認定）、JR東海労働組合（本部・地本・分会）にその旨の文書手交をしなければならないという命令を下しました。

今回の中央労働委員会における「組合掲示物撤去事件」は、会社が『初審愛知県労委平成18年（不）第1号事件』の愛知県労委命令を不服として、平成22年2月19日、初審命令の取消し及び救済命令申立ての棄却を求めて、再審査を申し立てた事案です。

これで、会社の労働組合への支配介入がさらに明らかとなりました。

組合活動への支配介入を繰り返さないために、命令に従い、会社は直ちに文書手交をせよ！

中労委命令の概要

東海旅客鉄道株式会社は、ジェイアール東海労働組合、ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部及びジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部名古屋車両所分会に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

平成17年5月22日から同年9月12日までの間に、ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部名古屋車両所分会の組合掲示板から、掲出中の下記7点の掲示物を撤去したことは、中央労働委員会において、労働組合法第7条3号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後このような行為を繰り返さないように留意いたします。

（中労委が撤去は不当労働行為と認定した組合掲示物）



The collage shows several examples of union notices that were removed. Key titles include:

- JR東海労ニュース**: Notices with headlines like '【いじめのようなことは当社にはない】' and '【バカやロー】「解めてしまえ」は罵詈雑言ではない'.
- 交差点**: A notice titled '暴言！暴論！ 言いたい放題の徳井科長'.
- JR西日本2年で1182件の「日動教育」**: A notice titled '激しい処分！ 敵対主義が事故を誘発と指'.
- JR東海も同じ！！「日動教育」「フォロー試験」で安全は守れない**: A notice titled '激しい処分！ 敵対主義が事故を誘発と指'.
- JR西日本と同じ体質はここに**: A notice titled '激しい処分！ 敵対主義が事故を誘発と指'.

 The notices often contain inflammatory language and threats. To the right of the notices are newspaper clippings from 'JR東海労' (JR East Sea Labor News) and '日動教育' (Daily Education) sections, showing the context of these events in the media and union activities.